

## 仙台市農業委員会第 62 回総会議事録

○ 開催日時 令和 5 年 6 月 29 日（木曜日）午後 1 時 30 分から午後 3 時 09 分

○ 開催場所 仙台市役所二日町第二仮庁舎 6 階 農業委員会委員室

○ 出席委員 18 人

会 長	1 番 佐々木 均		
会長職務代理者	2 番 嶺岸 若夫		
委 員		4 番 大泉 権吾	5 番 大里 重市
	6 番 小野寺 潔	7 番 加藤 和江	8 番 菅野 則義
	9 番 菊地 郁夫	10 番 熊谷 幸夫	11 番 郷古 雅春
	12 番 齋藤 清太	13 番 佐藤 千治	14 番 佐藤 とみ
	15 番 庄司 俊充	16 番 鈴木 通	17 番 高橋 勝彦
	18 番 松原 菊男	19 番 柴田 市郎	

○ 欠席委員 1 人 3 番 赤間 敬

○ 議事日程

1 開 会

2 あいさつ

3 議事録署名委員の指名

4 あっせん会の報告

5 議 案

(1) 第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る処分決定について

(2) 第 2 号議案 農地法第 4 条の規定による許可申請に係る処分決定について

(3) 第 3 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請に係る処分決定について

(4) 第 4 号議案 農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）（一括方式）

6 協 議

(1) 令和 5 年度仙台市への農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書（案）

(2) 令和 5 年度農業者年金加入推進活動計画（案）

(3) 全国農業新聞の普及推進について（案）

7 報 告

(1) 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出について

(2) 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出について

(3) 農地法第 3 条の 3 の規定（相続等）による届出について

(4) 農地法第 18 条第 6 項の規定（合意解約）による通知について

(5) 売渡あっせん希望農地一覧表

(6) 令和 5 年度第 1 回企画検討チーム会議報告

(7) 無断転用通知に対する反応について

8 そ の 他

(1) 会長報告

(2) 農業委員会関係出張等の復命

(3)令和5年度農地パトロール（利用状況調査）の日程等について

(4)農地転用許可に係る転用工事完了報告書の提出について

(5)事務局からの連絡事項

○ 農業委員会事務局職員

事務局長	庄司 泰久	事務課長	山本 幸子
振興係長	遠藤 勝広	農地係長	伊藤 秀宜
振興係技師	山下 由理	農地係会計年度任用職員	庄子 尚

1 開 会	開 会	(午後1時30分)
司会：振興係長	それでは、ただ今から仙台市農業委員会第62回総会を開催いたします。 開会にあたりまして、仙台市農業委員会佐々木均会長から、ごあいさつをお願いいたします。	
2 会長挨拶	－ 会長 あいさつ －	
司会：振興係長	ありがとうございました。 次に、議長につきましては、仙台市農業委員会会議規則により、会長が議長を務めることとなっておりますので、以降の進行は、佐々木会長、よろしく願いいたします。	
議 長 (佐々木会長)	本日は、3番赤間敬委員から欠席の届けがありました。19人中18人出席ですので、会議は成立しております。	
3 議事録署名 委員の指名		
議 長	次に、議事録署名委員については、16番鈴木通委員、18番松原菊男委員を指名いたしますので、よろしく願いいたします。	
議 長	議案に入ります。 第1号議案から第3号議案まで、調査委員会を第一調査委員会が担当し、6月20日及び29日に実施しております。調査内容につきましては調査報告書をお配りし、書面での報告といたしますが、調査委員長が指定した案件については、調査委員から概要について口頭報告をいたします。 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る処分決定について を上程いたします。第1号議案について、大泉権吾第一調査委員会委員長から調査の結果を報告願います。	

大泉第一調査  
委員会委員長

第1号議案の調査委員会の結果について報告します。調査は、菅野則義委員、加藤和江委員、佐藤千治委員、松原菊男委員の4名で行いました。今回の申請は、贈与による農業承継が3件、贈与による規模拡大が1件、賃貸借による規模拡大が1件、使用賃貸による農業承継が1件の合計6件です。調査の結果報告は、番号1番を菅野則義委員から、番号2番と3番を加藤和江委員から、番号4番を佐藤千治委員から、番号5番と6番を松原菊男委員からします。口頭報告はありません。

(書面報告)

(8番菅野則義委員報告)

番号1番は、贈与により農業承継をするものです。父から子2人に持分各2分の1を贈与するものです。譲受人は現在、トラクター1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族5人で220aの農地を耕作しています。6月14日に庄子亮一農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

(7番加藤和江委員報告)

番号2番は、贈与により規模拡大をするものです。譲受人は現在、トラクター3台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族2人で252aの農地を耕作しています。6月14日に柴崎勝央農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

番号3番は、贈与により農業承継をするものです。6月12日に阿部忠弘農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

(13番佐藤千治委員報告)

番号4番は、親から子へ、贈与により農業承継をするものです。譲受人は現在、トラクター1台、耕うん機1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族2人で68aの農地を耕作しています。6月12日に二瓶均農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号につい

ては、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

(18 番松原菊男委員報告)

番号5番は、賃貸借により規模拡大をするものです。譲受人は現在、トラクター1台を所有し、家族2人で153aの農地を耕作しています。6月10日に早坂賢一農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

番号6番は、使用貸借により農業承継をするものです。譲渡人が交換により取得した農地について、経営移譲年金受給中であることから後継者へ使用貸借により適正に経営移譲の手続きをするものです。譲受人は現在、耕うん機1台を所有し、田植え・稲刈りは作業委託により、家族2人で93aの農地を耕作しています。6月10日に高橋孝夫農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。使用貸借の期間は10年間です。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

議 長

第1号議案の調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はありませんか。

(異議、意見等なし)

議 長

それでは、意見等がなければ採決します。

第1号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。よって第1号議案農地法第3条の規定による許可申請に係る処分決定について、許可と決定いたします。

(午後1時38分)

議 長

次に、第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請に係る処分決定についてを上程いたします。

調査の結果を大泉委員長から報告願います。

大泉第一調査 委員会委員長	第2号議案の調査結果について報告します。調査は、小野寺潔委員、菊地郁夫委員、庄司俊充委員、柴田市郎委員と私（大泉権吾委員）の5名で調査を行いました。今回の申請は、貸駐車場に転用するものが1件、農家住宅に転用するものが1件の合計2件です。調査の結果報告は番号1番を私（大泉権吾委員）から、番号2番を小野寺潔委員からします。2件とも口頭報告をします。
大泉権吾委員 (4番)	番号1番は、貸駐車場に転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域内で土地改良事業施行完了後8年以上経過している区域です。農地区分は、第3種農地に近接する区域内の農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、畑165㎡を転用し、駐車場(7台)に61.6㎡、通路等に103.4㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は金融機関からの残高証明書が提出されております。また、仙台東土地改良区からは「差し支えない」旨の意見書が交付されております。なお、許可を得ないで、駐車場として使用していたことに対し、始末書が提出されております。以上のことから、農地法第4条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。
小野寺潔委員 (6番)	番号2番は、農家住宅に転用するものです。令和5年1月30日開催の第57回総会において、仙台農業振興地域整備計画の変更に係る意見を付した案件であるため、聞き取り調査を実施しております。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域内で土地改良事業施行完了後8年以上経過している区域です。農地区分は、市街化区域に近接する区域内の農地であることから、第2種農地と判断しました。集落に接続して設置される農家住宅であるため第2種農地の不許可の例外に該当します。申請は、田726㎡を転用し、住宅に142.16㎡、作業場に80.66㎡、駐車場に60㎡、通路・庭等に443.18㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は自己資金であり、現在居住している住宅を売却する売買契約書の写しが提出されております。また、仙台市泉土地改良区から「差し支えない」旨の意見書が交付されております。以上のことから、農地法第4条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。
議 長	第2号議案の調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。  (異議、意見等なし)
議 長	それでは、意見等がなければ採決します。

第2号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。よって第2号議案農地法第4条の規定による許可申請に係る処分決定については、許可と決定いたします。

(午後1時44分)

議 長

次に、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る処分決定についてを上程いたします。

調査の結果を大泉委員長から報告願います。

大泉第一調査  
委員会委員長

第3号議案の調査結果について報告します。調査は、小野寺潔委員、菊地郁夫委員、庄司俊充委員、柴田市郎委員と私（大泉権吾委員）の5名で調査を行いました。今回の申請は、農家住宅に転用するものが2件、駐車場に転用するものが1件、一般住宅に転用するものが1件の合計4件です。調査の結果報告は番号1番を菊地郁夫委員から、番号2番を庄司俊充委員から、番号3番を柴田市郎委員から、番号4番を私（大泉権吾委員）からします。番号1番から3番は、口頭報告をします。

菊地郁夫委員  
(9番)

番号1番は、売買により駐車場に転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、造園業者が田262㎡を転用し、駐車場（7台）として87.5㎡、通路等として174.5㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、金融機関の残高証明書が提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

庄司俊充委員  
(15番)

番号2番は、使用貸借により農家住宅に転用するものです。申請地は、市街化調整区域内の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行完了後8年以上経過している区域です。農地区分は、いずれの判断基準にも該当するものがなく集落に接続していることから、第2種農地と判断しました。申請は、譲受人が田746㎡を転用し、農家住宅に109.3㎡、駐車場（4台）に96㎡、通路等に410.7㎡、法面で130㎡として利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は自己資金及び借入金であり、預金通帳の写し及び金融機関の審査結果通知書が提出されております。また、仙台市泉土地改良区から「差し支えない」旨の意見書が

交付されております。使用貸借の期間は、30年です。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

柴田市郎委員  
(19番)

番号3番は、使用貸借により農家住宅に転用するものです。申請地は、市街化調整区域内の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、譲受人が田395㎡を転用し、農家住宅に137.46㎡、駐車場(3台)に37.5㎡、通路等に220.04㎡として利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は自己資金及び融資資金であり、預金通帳の写し及び金融機関の融資証明書が提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

(書面報告)

(4番大泉権吾委員報告)

番号4番は、売買により一般住宅に転用するものです。令和5年4月に農地法第5条許可の事業計画変更承認をしていましたが、所有権移転を伴うことから、事業計画変更承認に加え農地法第5条許可が必要であることから申請するものです。別紙調査確認表のとおり事業計画承認した内容と同一であると調査いたしました。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

議 長

第3号議案の調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はありませんか。

(異議、意見等なし)

議 長

それでは、意見等がなければ採決します。

第3号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。よって第3号議案農地法第5条の規定による許可申請に係る処分決定については、許可と決定いたします。

(午後1時54分)

議 長

次に、第4号議案農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理事業)

(一括方式)を上程いたします。

第4号議案については、大泉権吾委員、佐藤千治委員、柴田市郎委員及び私(佐々木均会長)に関する案件がありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了まで、退席することになります。最初に事務局から内容を説明願います。

事務局農地係長

4ページから9ページをご覧ください。

第4号議案農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理事業)(一括方式)は、令和5年6月30日仙台市公告予定分です。一括方式は集積計画と配分計画を併せて一括設定するものです。総数で75件、315,942㎡です。本計画の内容は、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしているものです。

議 長

75件のうち議事参与の制限に係る案件26件から審議します。最初に私の関連案件の番号31番と56番を審議することにします。議長を嶺岸若夫会長職務代理者に交代して進めます。

(佐々木均会長退席)(議長交替する)

議 長

(嶺岸若夫会長  
職務代理者)

議長が退席しましたので、私が議長となって進めます。

佐々木均会長の関連案件のうち番号31番と56番について、ご異議・ご意見等  
はございませんか。

(異議、意見等なし)

議 長

(嶺岸若夫会長  
職務代理者)

質問等がなければ採決します。

番号31番と56番について、原案のとおり賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

(嶺岸若夫会長  
職務代理者)

全員挙手と認めます。よって、第4号議案農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理事業)(一括方式)の番号31番と56番については、原案のとおり決定します。次に大泉権吾委員と佐々木均会長関連の案件の番号58番を審議することにします。大泉権吾委員は退席していただきます。

(大泉権吾委員退席)

議 長

(嶺岸若夫会長  
職務代理者)

番号58番について、ご異議・ご意見等  
はございませんか。

(異議、意見等なし)



<p>議 長 (嶺岸若夫会長 職務代理者)</p>	<p>質問等がなければ採決します。 番号 58 番について、原案のとおり賛成の方は挙手をお願いします。  (全員挙手)</p>
<p>議 長 (嶺岸若夫会長 職務代理者)</p>	<p>全員挙手と認めます。よって、第 4 号議案農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理事業)(一括方式)の番号 58 番については、原案のとおり決定します。佐々木均会長関連の案件(番号 31 番、56 番、58 番)が終了しましたので、佐々木均会長は入室してください。  (佐々木均会長入室)</p>
<p>議 長 (嶺岸若夫会長 職務代理者)</p>	<p>佐々木均会長関連案件の 3 件が終了しましたので、議長を交替します。  (議長交替する)</p>
<p>議 長 (佐々木会長)</p>	<p>それでは、引き続き審議を再開します。大泉権吾委員の案件の番号 47 番と 57 番を審議することにします。ご異議・ご意見等はございませんか。  (異議、意見等なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>質問等がなければ採決します。番号 47 番と 57 番について、原案のとおり賛成の方は挙手をお願いします。  (全員挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>全員挙手と認めます。よって、第 4 号議案農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理事業)(一括方式)の番号 47 番と 57 番については、原案のとおり決定します。大泉権吾委員の案件(番号 47 番、57 番、58 番)が終了しましたので、大泉権吾委員は入室してください。  (大泉権吾委員入室)</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、佐藤千治委員の案件の番号 23 番を審議することにします。佐藤千治委員は退席していただきます。  (佐藤千治委員退席)</p>
<p>議 長</p>	<p>番号 23 番について、ご異議・ご意見等はございませんか。  (異議、意見等なし)</p>

議 長

質問等がなければ採決します。

番号 23 番について、原案のとおり賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。よって、第 4 号議案農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）（一括方式）の番号 23 番については、原案のとおり決定します。番号 23 番が終了しましたので、佐藤千治委員は入室してください。

(佐藤千治委員入室)

議 長

次に、柴田市郎委員関連の案件の番号 3 番、4 番、5 番、16 番、20 番、26 番、27 番、30 番、32 番、33 番、34 番、35 番、38 番、40 番、41 番、43 番、49 番、69 番、70 番、71 番の 20 件を審議することにします。柴田市郎委員は退席していただきます。

(柴田市郎委員退席)

議 長

柴田市郎委員関連の 20 件の案件について、ご異議・ご意見等はございませんか。

(異議、意見等なし)

議 長

質問がなければ採決します。

20 件（番号 3 番、4 番、5 番、16 番、20 番、26 番、27 番、30 番、32 番、33 番、34 番、35 番、38 番、40 番、41 番、43 番、49 番、69 番、70 番、71 番）について、原案のとおり賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。よって、第 4 号議案農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）（一括方式）の 20 件（番号 3 番、4 番、5 番、16 番、20 番、26 番、27 番、30 番、32 番、33 番、34 番、35 番、38 番、40 番、41 番、43 番、49 番、69 番、70 番、71 番）については、原案のとおり決定します。柴田市郎委員関連の案件が終了しましたので、柴田市郎委員は入室してください。

(柴田市郎委員入室)

議 長

次に、議事参与の制限以外の残り 49 件（番号 3 番、4 番、5 番、16 番、20 番、23 番、26 番、27 番、30 番、31 番、32 番、33 番、34 番、35 番、38 番、40 番、41 番、43 番、47 番、49 番、56 番、57 番、58 番、69 番、70 番、71 番を除く）につ

いて審議することにします。  
ご異議・ご意見等はございませんか。

(質問、意見等なし)

議 長

質問等がなければ採決します。49件について、原案のとおり賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。よって、第4号議案農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理事業)(一括方式)議事参与の制限以外の49件(番号3番、4番、5番、16番、20番、23番、26番、27番、30番、31番、32番、33番、34番、35番、38番、40番、41番、43番、47番、49番、56番、57番、58番、69番、70番、71番を除く)については、原案のとおり決定します。

(午後2時04分)

菊地郁夫委員  
(9番)

議事参与案件の時、関係する方が退出していますが、借りる委員は利益の関係が発生するため抜けていると思うのですが、貸す側の委員も抜けています。農地中間管理事業の賃借は、我々も反対する意見は出ないと思うのですが、全部審議から抜けていなければいけないのでしょうか。

事務局農地係長

農業委員会に関する法律第31条の規定により、議事参与制限に係る案件につきましては、退席していただく必要があります。今後とも退席をして審議するというような形で行っていきたいと考えております。

議 長

退席しないと審議をする委員が、案件に関して意見を言いづらいなど、支障が出てくるので、退席をして皆さんで審議をしていただくということが基本です。今回は案件が多いので、ご意見のようなことがあろうかと思いますが、決められていることですので、規定に従ってやっていくべきだと思います。

(午後2時07分)

議 長

続きまして、協議に入ります。

(1) 「令和5年度仙台市への農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書(案)」を加藤和江 企画検討チーム長から説明願います。

加藤企画検討  
チーム長

— 説明 — (1) 「令和5年度仙台市への農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書(案)」

事務局振興係

議 長

ご意見等はございませんか。

(意見等なし)

議 長

意見等がなければ、(1)「令和5年度仙台市への農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書(案)」は、「意見無し」として承認いたします。

次に、(2)「令和5年度農業者年金加入推進活動計画(案)」を、事務局から説明願います。

事務局振興係長

— 説明 —(2)「令和5年度農業者年金加入推進活動計画(案)」

議 長

ご異議・ご意見等はありませんか。

菊地郁夫委員  
(9番)

推進名簿でこの人は対象にならないのでは、という人が掲載されていた場合、事務局に報告しなければずっとこの名簿に載り続けてしまうのでしょうか。

事務局振興係長

そうなります。

菊地郁夫委員  
(9番)

この人はもう農業をやっていないとか、所有している農地が全くなかったという情報を得たら、その都度事務局に報告するとこの名簿から除外されるということよろしいでしょうか。

事務局振興係長

はい。

菊地郁夫委員  
(9番)

わかりました。それでは、名簿の内容を確認して報告いたします。

議 長

皆さんもよろしく願います。

その他にありませんか。

議 長

異議がなければ、(2)「令和5年度農業者年金加入推進活動計画(案)」は、承認いたします。

次に、(3)「全国農業新聞の普及推進について(案)」を、事務局から説明願います。

事務局振興係長

— 説明 —(3)「全国農業新聞の普及推進について(案)」

議 長

ご異議・ご意見等はありませんか。

小野寺潔委員  
(6番)

全国農業新聞の推進のための「スタディあぐり」(全国農業新聞のオンライン講座)という新しいネットのサービスがあります。それに関する、何かチラシのようなものがあつた方が、若い認定農業者の方々には訴求力があると思うので、普及・啓発用資材に入れる等、改善した方が実効性はあるのではないのでしょうか。よろしく願います。

事務局振興係長	ありがとうございます。宮城県農業会議に伝えたいと思います。
議 長	その他にございませんか。
議 長	異議がなければ、(3)「全国農業新聞の普及推進について(案)」は、承認いたします。
(午後2時27分)	
議 長	<p>続きまして、報告事項に入ります。はじめに農地関係から報告します。</p> <p>(1)農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出から(5)売渡あっせん希望農地一覧表までを事務局から報告願います。なお、質問については説明後、一括してお受けします。</p>
事務局農地係長	<p>それでは、報告いたします。別紙報告書をご覧ください。</p> <p>(1)農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出については、1ページに記載のとおり4件の届出がありました。受付時において届出書の添付書類も含め完備していましたので、事務局長専決により全件受理しております。(2)農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出については、2ページから3ページに記載のとおり11件の届出がありました。受付時において届出書の添付書類も含め完備していましたので、事務局長専決により全件受理しております。(3)農地法第3条の3の規定(相続等)による届出については、4ページから5ページに記載のとおり11件の届出がありました。すべて相続による権利取得となっており、事務局長専決により全件受理しております。(4)農地法第18条第6項の規定(合意解約)による通知については、6ページから8ページに記載のとおり32件ありました。(5)売渡希望農地一覧表については、取り下げ申出が1件、新規の売渡希望申出が3件ありましたので一覧表を修正しております。あっせんの掘り起こしをよろしく願い申し上げます。農地関連の報告事項は、以上でございます。</p>
議 長	<p>報告事項(1)から(5)までについて、ご質問等はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(質問、意見なし)</p>
議 長	質問等がないようですので、次に、(6)「令和5年度第1回企画検討チーム会議報告」を、加藤企画検討チーム長から報告願います。
加藤企画検討 チーム長	— 報告 —(6)「令和5年度第1回企画検討チーム会議報告」
議 長	報告事項(6)について、ご質問等はございませんか。
高橋勝彦委員	我々から「地域振興委員会」への農業者の参加を呼びかけてお願いをした時に、

(17 番)	参加者に対して事務局からも案内状を出していただけるのでしょうか。
事務局事務課長	委員会の日時や場所につきましては、参加のお願いをするときに口頭でお伝えいただくようお願いします。
高橋勝彦委員 (17 番)	事務局からは案内はいかないということですね。
事務局事務課長	そういうことになりますので、よろしくお願いいたします。
議 長	その他に何かございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	質問等がないようですので、次に、(7)「無断転用通知に対する反応について」を、事務局から報告願います。
事務局農地係長	— 報告 —(7)「無断転用通知に対する反応について」
議 長	報告事項(7)について、ご質問等はございませんか。
松原菊男委員 (18 番)	違反転用の件なのですが、例えば、プレハブが建っていたり、資材置場になっていたりする場合に、注意すると撤去はされるのですが、それが撤去された後に、また別な人がプレハブを持ってきて建てていく、このようなイタチごっこの繰り返しになっているので、「撤去してください」と言うだけでは農地に戻りません。
議 長	農振農用地にあって、転用可能な農地ではないところのことですか。
松原菊男委員 (18 番)	そうです。
議 長	農振農用地であれば、農地に復元してください、と言わなければいけないです。
事務局農地係長	農振農用地であれば、農地に復元していただく必要があります。 ご自身で耕作できないのであれば、例えば中間管理に貸したり、資材置場に戻らないようにしていただきたいです。耕作していただければ、違反転用に戻ることはないと思いますので、そういった取り組みなどを指導していただけると一番良いと思います。
松原菊男委員 (18 番)	ある畑では鉄板敷いてプレハブを置いたりし、鉄板を敷くのに農作物が作れなくなる土を運んで入れたりされており、使えない状態になっています。
議 長	区域活動や農地パトロールの中で見つけたら、やはり早急に対処をした方が良

いです。この状態では駄目ですよ、と早めに手を打って説明をしていかないと、置かれているのを見た他の人が、また同じことをやってしまうかもしれません。大変かもしれませんが、対応についてよろしくお願いします。

議 長

他に何かございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

質問等がないようですので、以上で報告事項を終了いたします。

(午後 2 時 4 5 分)

議 長

続きまして、その他に入ります。質問については説明後、一括してお受けします。

(1) 会長報告は、私 (佐々木均会長) からいたします。

資料 6 をご覧ください。

会 長

(会長報告) 3 分

議 長

続きまして、(2) 農業委員会関係出張等の復命について、佐藤とみ委員から 6 月 12 日開催の「令和 5 年度第 1 回市町村農業委員会女性委員等研修会」の報告をお願いします。

佐藤とみ委員

— 報告 —

議 長

続きまして、(3) 「令和 5 年度農地パトロール (利用状況調査) について」説明願います。

事務局農地係

— 説明 — (3) 「令和 5 年度農地パトロール (利用状況調査) について」

議 長

続きまして、(4) 「農地転用許可に係る転用工事完了報告書の提出について」説明願います。

事務局農地係長

— 説明 — (4) 「農地転用許可に係る転用工事完了報告書の提出について」

議 長

続きまして、(5) 事務局からの連絡事項を、説明願います。

①～③

(5) 事務局からの連絡事項について 3 分

事務局振興係

① 行政委員が長期間勤務できない場合の報酬減額について

② 7 月～8 月の予定表

③ 他市町村農業委員会だより等 (横浜市、農政時流)

事務局農地係長	④経営意向調査の回答状況について（口頭連絡）
議 長	ご意見、ご質問等がございますか。
	(質問・意見なし)
議 長	質問等がないようですので、その他について終了いたします。 他に何かありますか。 なければ、以上で議事の一切を終了いたします。
司会：振興係長	会長、ありがとうございました。それでは、閉会のあいさつを嶺岸若夫会長職務代理人からお願いします。
嶺岸会長職務代理人	以上をもちまして、仙台市農業委員会第 62 回総会を閉会します。
	閉 会
	(午後 3 時 0 9 分)